

本時の内容と目標

1. 相談支援とソーシャルワーク（ソーシャルワークのグローバル定義）
2. 相談支援の基本姿勢
 - (1) 国際生活機能分類（ICF）
 - (2) 自己決定とエンパワメント
 - (3) ストレngths視点
 - (4) 本人中心（Person-Centered）
 - (5) ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョン
3. 意思決定支援の基礎知識（意思決定支援ガイドライン）

以上の項目に関して...

自らが**理解**し、それを他者に**説明**ができること

沖倉智美（大正大学）

相談支援従事者初任者研修

3. 相談支援概論：相談支援の基本的視点

1. 相談支援とソーシャルワーク①

ソーシャルワークのグローバル定義（日本語訳版）

2015年2月13日

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

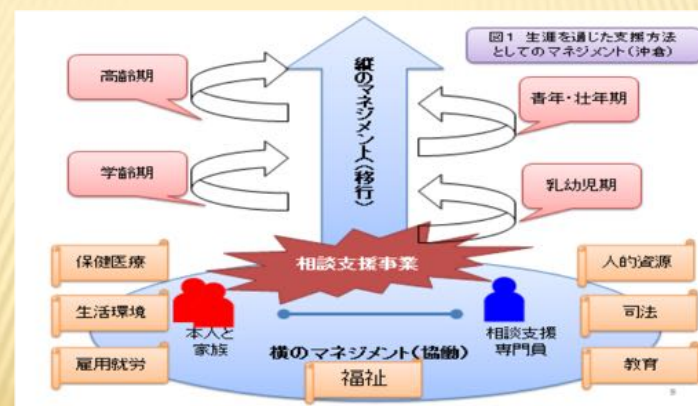
1. 相談支援とソーシャルワーク②

1. **ソーシャルワークの多様性と統一性** グローバル・リージョナル・ナショナル
2. 「先進国」の外からの声の反映
3. 集団的責任の原理 「人権」の日常レベルでの実現、個人の権利と集団的責任の共存
4. **マクロレベル（政治）の重視** マクロの社会変革・社会開発（⇔ミクロの問題解決）の強調
5. **当事者の力**
当事者の力を重視し、主役はあくまで当事者。人々のためというより、ともに働く
6. 「ソーシャルワーク専門職」の定義？
7. **ソーシャルワークは学問でもある** 「専門職であり学問である」
8. 知識ベースの幅広さと**当事者関与**
双方向性のある対話的過程を通して当事者の力と主体性を重視
9. （自然）環境、「持続可能な発展」
10. 社会的結束・安定

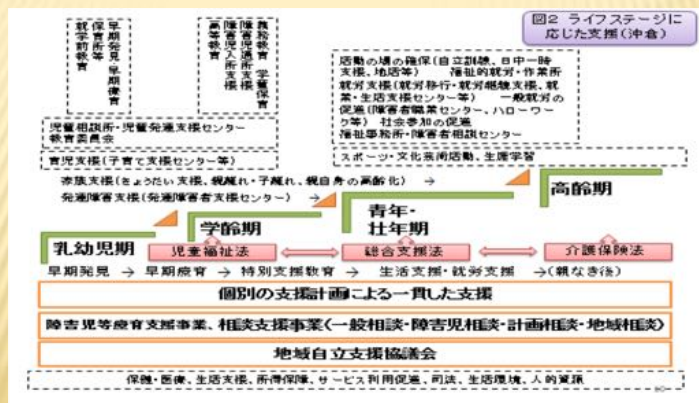
1. 相談支援とソーシャルワーク③

- 相談支援はソーシャルワークであり、相談支援専門員はソーシャルワーカーである
- 相談支援とは、「先見性（今後を見通す力）」に基づく「移行期におけるつながる支援（縦のマネジメント）」と「俯瞰性（全体を見渡す力）」に基づく「関係者の協働による支援ネットワークの構築（横のマネジメント）」とを実践すること
- いずれの場面においても、その中心には「本人」と「相談支援専門員」とが位置していること
- 相談支援専門員とは、「（基本相談を基盤とした）サービス等利用計画作成を行う個別支援」だけでなく、「協議会活動を核とした地域づくり（ネットワーク構築による地域力の向上、社会資源の開発）」をも視野に入れ、この両者に、**各地域での実践を基盤として**、連続性と整合性をもって取り組むことができる人材

1. 相談支援とソーシャルワーク④



1. 相談支援とソーシャルワーク⑤



1. 相談支援とソーシャルワーク⑥

厚生労働省（平成28年7月19日）

「『相談支援の質の向上に向けた検討会』における議論のとりまとめ」

相談支援専門員の担う実践は、**地域を基盤としたソーシャルワーク**であり、その過程において当事者に対する**意思決定支援**を着実に実践していく役割を持ち、その実効性を担保するためにも、**相談支援専門員個々の実践を支える支援体制**をいかに作っていくかを、各地域の実情に応じて検討していく必要性を改めて確認

1. 相談支援とソーシャルワーク⑦

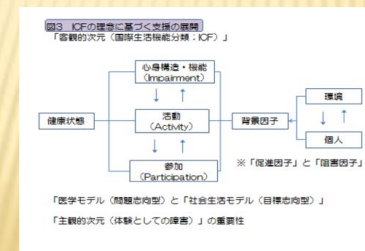
× 厚生労働省（平成14年3月31日）「障害者ケアガイドライン」

相談支援専門員のもつべき資質

- ①信頼関係を形成する力
- ②専門的面接技術
- ③ニーズを探し出すアセスメント力
- ④サービスの知識や体験的理解力
- ⑤社会資源の改善および開発に取り組む姿勢
- ⑥支援ネットワークの形成力
- ⑦チームアプローチを展開する力

2. 相談支援の基本姿勢（1）国際生活機能分類（ICF）

- × 世界保健機関（WHO）は、1980年に明示した国際障害分類（ICIDH）を、2001年に**国際生活機能分類（ICF）**に改訂した。ICFは、障害を「**心身機能/構造**」、「**活動**」、「**参加**」の3つのレベルでとらえ、さらに障害の発生と変化に影響するものとして、個人因子だけではなく**環境因子の重要性**を強調した循環モデルを採用している
- × 一方で、**障害受容のプロセス（体験としての障害）**を考えることは重要である
- × これらの考え方に基づくと、アセスメントに必要な視点は、当事者の抱える課題（「できないこと」）にとどまらず、その背景にある人間関係や利用可能なサービス等の社会資源も視野に入れて、状況把握や課題整理をする必要がある



2. 相談支援の基本姿勢（2）自己決定とエンパワメント

- × 身体障害当事者が中心に行った自立に関する代表的規定では、人の助けを借りて15分で衣服を着て仕事に出掛けられる障害者は、自分で衣服を着るのに2時間掛かるために家にいるほかない障害者よりも「**自律**」しているとしている。障害種別を問わず、またいかに重度であろうと、自らの望む生活を、必要に応じて他者の支援を得ながら、**自ら選択・決定し、表現することに意義**がある
- × このように考えると、アセスメントの過程で当事者の希望や意向を一つでも多く把握することが重要になってくる。しかし支援の受け手としてそれを言葉にする機会が限定されてきた背景を考えると、主体的に支援を自己選択・決定し、その支援に対する評価を行っていくことには困難を伴う。**自己決定**を促すには、当事者がその意思を率直に表出できる環境を醸成すること、当事者の言語にとどまらない多様な意思表出を読み取る支援技術の向上が求められている
- × アセスメントからプランニング、実施、そしてモニタリングに至る全過程に当事者自身が積極的に関わりをもっていくことは、当事者が**主体性を自覚、あるいは取り戻し、さらには強化していくエンパワメント**の考え方にもつながる

2. 相談支援の基本姿勢（3）-① ストレングス視点

- × これまでの支援は、当事者の抱える課題「**生活のしづらさ**」を中心に把握し、その解決にあたって当事者自身の努力のみを強いていたことは否めない。
- × ストレングス視点は、**当事者のもつ強み**（「できること」、「好きなこと」）を当事者とともに**見極め、取り戻し、強化**し、それを活用しつつ、社会資源にも焦点をあてて支援方法を検討していく。
- × この視点の変更は結果として、当事者のエンパワメントにもつながる。

2. 相談支援の基本姿勢（3）－② ストレングス志向のアセスメント

表1 アセスメントの比較

ストレングス志向のアセスメント	問題解決志向のアセスメント
①人が強み、欲し、希望し、願望し、夢見るもの、人の才能・技術・知識の具体的な描写	①問題や症状の把握、そして診断
②当事者が置かれている状況の観点から情報を収集する	②専門職の視点から見た当事者の問題の原因を分析的に追究する
③内面と外面に着目 「今ここで」に焦点をあてつつ、将来（これから）や過去（これまで）についても話し合う	③疑問文での面接 機能水準を確認するための診断評価の手順に焦点が当てられる
④当事者が、個人と環境の中で、自分の強みものを決定する	④当事者は行動に関して洞察力を欠き、問題や病理について否認しているとみなされる
⑤アセスメントは関係性が基盤にあり、現在進行形のものである	⑤専門職の介入により、当事者はサービスを利用することに受動的になっている
⑥働き、動き、承服はアセスメントの過程において不可欠である	⑥専門職は、専門用語を用いながら、診断または問題の分類対象として当事者を診る
⑦自然な支援ネットワークの活性化と形成を促す	⑦専門職は、解決策とみなされているフォーマルサービスで、問題とニーズを管理する
⑧当事者の権威と所有意識が尊重される	⑧専門職が当事者をコントロールする
⑨専門職は「私はあなたから何を学ぶことができますか」と尋ねる	⑨専門職は「あなたが学ぶ必要があることは...」と指示する

出典：チャールズ・A・ラップ、リチャード・J・ゴスチャック、田中英樹監訳（2014）p.128一部改変

2. 相談支援の基本姿勢（4）本人中心（Person-Centered）

- サービス等利用計画は、**本人（当事者）の望む生活が実現できるような支援に関する計画**であることが重要である。本人の能力（「できないこと」）だけを評価するのではなく、「どのような支援があればどのようなことができるのか」に焦点化しつつ、「誰とどこで暮らすか」「日中誰とどんな活動（仕事）をするのか」「休日に誰と何をやるのか」を**本人中心に検討していく方法**であり、本人をよく知る人々が集い、本人の才能、良いところ、持てるスキル等に焦点化しプロフィールを作成することで、本人の生活の質（QOL）を高めるために関係者が役割を決め、**本人のための計画を開発する方法**である

2. 相談支援の基本姿勢 （5）－①ノーマライゼーション

- ノーマライゼーションの考え方を提唱した3人
 - ①デンマーク知的障害者親の会の活動に関わり、1959年法に「ノーマルな生活状態にできるだけ近い生活を作り出すこと」を明記した、生みの親と言われる**バンク・ミケルセン**
 - ②知的障害者を障害のない人の生活様式や条件に可能な限り近づけることであるとし、1日・1週間・1年・人生のノーマルなリズムや、異性と生活等8つの原理を提示した、育ての親と言われるスウェーデンの**ニョリエ**
 - ③ノーマライゼーションの原理を具体的な支援場面に適用できるように、サービスシステムを分析するための指標を作成し、社会的役割の価値付与（Social Role Valorization）という考え方を生み出したアメリカの**ヴォルフエンズベルガー**
- ノーマライゼーションの実現に向けて、障害のある人もない人も、だれもが住み慣れた地域社会で普通の生活を営み、活動できる社会を構築することを目指す。そのために障害者の地域生活支援をとらして、地域住民が積極的に障害者を支える仕組みをつくることが重要である
- その人の「ノーマル」を理解すること→「想像力」と「創造力」が必要
実現するためには「多様な選択肢があること」や「YESもNOも言えること」

2. 相談支援の基本姿勢 （5）－②ソーシャルインクルージョン

- ノーマライゼーションの考え方が世界に広まるとともに、障害者を社会に受け入れ、ともに暮らすという考え方であるインテグレーション（統合）の理念が生まれ、主として教育分野において統合教育が実践されてきた
- インテグレーションには、意識変革が伴わないまま、単に一緒に置かれる状況になってしまう限界があり、**障害を含めた互いの違いを認め合い、あるがままを受け入れ、ともに生きる社会の創造を目指したインクルージョン（Inclusion）**が新たに提案された
- インクルーシブな支援とは、（障害）福祉施策だけではなく、「一般施策」を視野に入れて取り組むこと

3. 意思決定支援の基礎知識 意思決定支援ガイドライン①

厚生労働省（平成29年3月31日）

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

(1) 意思決定支援の定義（総論）

障害者への支援の原則は**自己決定の尊重であることを前提**として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、**可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好の推定し、支援を尽くしても本人の意思の確認や意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。**

17

2. 意思決定支援の基礎知識 意思決定支援ガイドライン②

(2) 意思決定の構成要素

（総論；誰が・どの場面で・どのような障害を有する者に対し、どのように実施するのか）

- ①本人の判断能力—**慎重なアセスメントが重要**
- ②支援が必要な場面
 - a. 日常生活、b. 社会生活、c. 人的・物理的環境による影響
- ③基本的原則
 - a. 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと
 - b. 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる
 - リスク管理 **重視し過ぎて本人の意思決定に対して制約的なり過ぎないよう注意**
 - c. 意思確認が困難な場合
 - 本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。
- ④最善の利益の判断—**最後の手段**
 - a. メリット・デメリットの検討、b. 相反する選択肢の両立—二者択一ではなく折衷案も検討、c. 自由の制限の最小化
- ⑤**事業者以外の視点からの検討**
 - 事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。
- ⑥成年後見人等の権限との関係
 - 意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

18

3. 意思決定支援の基礎知識 意思決定支援ガイドライン③

(3) 各論

- ①意思決定支援の枠組み
 - a. 意思決定支援責任者の配置（サービス管理責任者兼務可）
 - b. 意思決定支援会議の開催
 - c. 意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供
 - d. モニタリングと評価・見直し
- ②意思決定支援における意思疎通と合理的配慮
- ③意思決定支援の根拠となる記録作成
- ④**職員の知識・技術向上**
 - ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、**実地研修（OJT）、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることが効果的である。**
- ⑤関係者、関係機関との連携
 - （事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等、協議会の活用）
- ⑥本人と家族等に対する説明責任等＋苦情解決＋守秘義務

19

3. 意思決定支援の基礎知識 意思決定支援ガイドライン④

(4) 意思決定支援の具体例

- ①日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
 - ②施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
 - ③精神科病院からの退院に関する意思決定支援
- この具体例に関する、アセスメント表と意思決定支援を反映した計画書が、参考として示されている。

→具体例を活用し、どのように演習を実施するのか

20

参考文献・資料

- ✦ ベンクト・ニリエ、河東田博（2004）『ノーマライゼーションの原理 普遍化と社会変革を求めて（新訂版）』現代書館
- ✦ チャールズ・A・ラップ、リチャード・J・ゴスチャ著、田中英樹監訳（2014）『ストレングスモデル[第3版]-リカバリー志向の精神保健福祉サービス第3版』金剛出版
- ✦ 厚生労働省「障害者ケアガイドライン」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0331-1.html#3>
- ✦ 厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>
- ✦ 厚生労働省「『相談支援の質の向上に向けた検討会』における議論のとりまとめ」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000131631.html>
- ✦ 障害者福祉研究会（2002）『ICF 国際生活機能分類-国際障害分類改定版』中央法規出版
- ✦ 谷口明広（2005）『障害をもつ人たちの自立生活とケアマネジメント-Ⅰ 概念とエンパワメントの視点から』ミネルヴァ書房
- ✦ 上田敏（1983）『リハビリテーションを考える-障害者の全人間的復権』青木書店